

新型コロナウイルス感染症対策 経済支援奨学金

二次募集要項

1.目的

学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変で、学業の継続が困難と認められる者に対し、奨学金を支給することにより学業継続を支援することを目的とする。

2.給付金額

年額 10万円／2020 年度のみ

3.支給方法

学費振替口座へ 12 月下旬に振り込み

4.採用人数

大学院・大学・短期大学部 計 200 名

5.受給資格

以下の全ての項目を満たす者であること。

- (1) 本学の在学生のうち学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
- (2) 生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で下表に定める事由が生じ、就学困難な者（注1）
- (3) 下表に定める事由に応じた証明書類を提出し、かつ「その他（注意事項）」の条件に該当する者

事由	証明書類	その他（注意事項）
1.生計維持者が、病気により就労困難となった場合	<ul style="list-style-type: none">・医師による診断書・病気休職中であることの証明書（休職期間および給与など支給状況が明記されているもの）	事由の状態が 1 カ月以上続いていること（新型コロナウイルス感染およびそれに付随する持病の悪化などを含む）
2.生計維持者が、失職（非自発的失業（注2）した場合	<ul style="list-style-type: none">下記のいずれか・雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証	
3.生計維持者が新型コロナウイルスの影響で、世帯収入が大きく減少した場合でかつ「その他（注意事項）」の①②を共に満たすもの（事業主の場合は廃業を含む）	<ul style="list-style-type: none">・事情書・減収を証明できる書類（注3）または公的支援の証明書（国・地方公共団体及びこれに準ずるものとして考えられる独立行政法人・特殊法人等が審査の上、給付・貸与・税の猶予を実施しているものの対象者であることを証明するものなお、必要に応じて追加の書類提出を求めことがある。（注4）	<p>①2020 年 1 月以降減収後の 1 ケ月分の収入が減収前の 1 ケ月分の 2/3 以下となっていること ②減収後の 1 ケ月分 × 12 が 700 万円以下の収入であること</p>

（注1）ただし、以下の場合は本特例規程の対象外とする

- ①収入減少を伴わない家計支出増加の場合 ②生計維持者の離婚または失踪 ③定年退職など非自発的失業に該当しない離職

（注2）本規程の非自発的失業とは、①解雇（新型コロナウイルスの影響による倒産や退職勧奨に拠る解雇・雇止めに拠る解雇・労働契約の更新ができないことに拠る解雇）②新型コロナウイルスに感染による自己都合退職をいう。

（注3）給与所得者は給与明細など、個人事業主は売上台帳、月次試算表など（いずれもコピー可）。提出を求めるのは、減収前・減収後・直近の 3 種類の 1 ケ月分の収入を証明する書類とする。

なお、必要に応じて追加の書類提出を求めることがある。

（注4）公的支援の証明書については、当該支援を申請中あるいは申請予定である等、期日までに提出が難しい場合は、事情書に記入の上ご提出ください。

6.選考基準

新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変により世帯収入の困窮度の高い者から選考する。

7. 提出書類

① 奨学金申込書

- ・黒のボールペンで丁寧に記入すること。
- ・印鑑は鮮明に押すこと（申請者本人・保護者別々の印鑑で押印）。
- ・「保護者の氏名・住所」「保証人（保護者）氏名」は、保護者（保証人）が自筆で記入すること。
- ・奨学金を希望する理由の欄は、申請者本人が具体的に詳しく記入すること。

② 証明書類

➢生計維持者は原則父母とし、減収された方の減収を証明する証明書及び、減収されていない方の前年度の収入の証明書をご提出ください。
父母が両方ともいない場合は、父母に代わって家計を支えている方の証明書が必要です。
➢本奨学金は、少なくとも生計維持者のうち一人が「5.受給資格」の事由いずれかに該当していることが条件となります。

ア) 「5.受給資格」の事由に該当する生計維持者の方

- ・「5.受給資格」の表に記載の証明書類
なお、公的支援の証明書は別紙（新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例）を参考に添付してください。
- ・減収前、減収後の1カ月分の収入を証明する書類を提出される場合は、2/3以下の減収となっていることを必ずご確認頂き、提出してください。
- ・仕事を掛け持ちしている等の理由で、勤務先が2カ所以上ある場合は、全て同一月のものを提出してください。

イ) ア以外の生計維持者の方（以下のいずれか）

- ・2019年1月～2019年12月分の収入の証明書（コピー可）
- ・給与所得者の方は、前年度の源泉徴収票1通（コピー可）
※年金や生活保護費も「給与所得」として取り扱います。
- ・給与所得者以外は、前年度の確定申告書（税務署の検印があるもの）（コピー可）
- ・父または母に収入が無い場合（主婦など）は、収入がないことの証明書
⇒所得金額〇円の記載がある「非課税証明書」等

③ 誓約書

次のいずれかに該当した場合、奨学金の支給の停止、取り消し、変更及び返還を求めます。

- ① 退学・除籍により学籍を失ったとき
- ② 正当な理由なく休学したとき
- ③ 著しく出席状態や成績が不良のとき
- ④ 申請書等の提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- ⑤ 学則に定める懲戒処分を受けたとき
- ⑥ その他、学生生活委員会で支給を必要としないと判断したとき

※上記に該当する状態が生じた場合は、返還を求められた時点を起算日として、30日以内にその年度内に受けた奨学金の全額返還を求めます。

④ 控除に対する証明書（該当者のみ提出）

- ・家族の中に障害のある方がいる場合（常に就寝を要する介護の必要な人等を含む）
⇒障害者手帳等のコピーを提出
- ・家計を支えている人が単身赴任で別居している場合
⇒単身赴任先の住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費を証明できるもの（領収書コピー等）
※別居が1年に満たない場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付する。
- ・家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人は療養を必要とする人がいる場合
⇒直近6か月分の医療費等の領収書コピーを提出し、1年間の支出金額の計算式を添付する。
- ・この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある場合
⇒被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書・盗難届の証明書等）と被害により生じた支出の増加額、または収入の減少額の計算式を添付する。（領収書のコピー）
※支出の増加・収入の減少が発生して1年末満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付する。

8.書類提出期日

11月27日（金）消印有効 【提出先】学生サポートセンター学生生活担当宛に郵送

※上記提出期日までに書類が提出されない場合は、「新型コロナウイルス感染症対策経済支援奨学金」を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

9.お問い合わせ・送付先

京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 学生サポートセンター学生生活担当

〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 38

e-mail jg1@mail.koka.ac.jp

TEL.075-325-5321 （平日）9:00～17:00

選考結果は、採用決定者にのみ通知いたします。（12月中～下旬）